

令和5年度 第1回四條畷市子ども・子育て会議議事要録

日 時	令和5年8月8日（火）午後2時～
場 所	四條畷市役所 東別館第2付属棟1F大会議室

（出席者） 小寺委員長・柏原副委員長・河原委員・内村委員・市林委員
西岡委員・三宅委員・森本委員・小林佑介委員・小林由美子委員・福井委員・山田委員

1. 開会

事務局：定刻になりましたので、只今から「令和5年度第1回四條畷市子ども・子育て会議」を始めさせていただきます。

皆様方には、お忙しいところ参加いただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を務めさせていただきます子ども政策課の宮地でございます。

本日は、子ども・子育て会議委員12名中、出席委員は10人、過半数のご出席があります。なお、三宅委員・市林委員が遅れて参加されますので、よろしく願いいたします。

四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定のとおり、本会議の成立を報告いたします。

現時点では、傍聴者はいらっしゃいませんが、本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、本日の会議は公開します。

※会議開始後、傍聴者は2名

<資料確認>

事務局：議事に入ります前に、ご報告申し上げます。資料1をご覧ください。本会議の委員名簿でございます。今年度は第4号の委員が交代されたことに伴い、新たに三宅千紘様が就任されましたので、よろしく願いいたします。

なお、今後、途中で委員の異動や交代等がありましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

続きまして、事務局職員並びに庁内関係課で組織する子ども・子育て実務者会議の委員について、自己紹介をさせていただきます。

<自己紹介>

本日は、会議室の関係上、マイクの本数が少なくご迷惑をおかけしますが、議事録作成のため、音声拾いやすいようマイクで、またお名前とともに、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長をお願いいたします。委員長よろしく願いいたします。

小寺委員長：皆様、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。新しい委員の方が就任されたということで皆様に自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

<自己紹介>

小寺委員長：それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

案件1「令和4年度の子ども・子育て支援事業の実績について」事務局から説明をお願いします。

事務局：令和4年度の子ども・子育て支援事業の実績についてご説明いたします。

・1. 教育・保育事業の実績

保育利用については令和5年3月1日時点で保育施設の定員合計1,184人に対し在籍している児童数が、1,237人、待機児童数が11人、保留児童数108人となっております。令和3年度の同月と比較しますと、在籍児童数が28人増で、待機児童数は3人増えたものの、保留児童数は、在籍児童数が増えたこともあり、77人減少しました。

幼稚園利用に関しては、定員合計417人に対し、在籍児童数が461人となっております。

参考として、令和5年度の状況もご説明します。

保育利用は4月1日時点で、保育施設に在籍している児童数が1,168人、待機児童数が2人、保留児童数44人となっております。待機児童数は令和4年4月1日時点では4人だったため、2人減少しました。また、市内の企業主導型保育施設を利用されている四條畷市民のお子さんの数は43人となっております。

・2. 地域子ども・子育て支援事業の実績

それぞれの事業の令和4年度の実績について、ご説明させていただきます。

(1) 時間外保育事業（延長保育）【子ども政策課】

保護者のニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を延長した保育事業を実施するもので、令和4年度の実績は、利用人数が693人、実施個所が12か所で、利用者数は令和3年度より55人減少しました。前年度に比べて減少しましたが、延長保育の需要はあるため、今後も引き続き実施していきます。

(2) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）【子ども政策課】

教育課程に係る教育時間後の子どもたちに安全な遊びの場を提供し、保護者が安心して家事や用事等ができるよう預かる事業で、令和4年度の実績は、市内8箇所で開催し、利用者は延べ8,306人で、令和3年度より113人増加しました。市外園の利用人数は、延べ5,467人でした。

令和4年度の実施内容、実績の説明、今後の方向性などの記載内容について2箇所訂正がございます。

1つめは、市内4箇所が8箇所の誤りです。2つめは、2行目の令和4年度が令和3年度の誤りです。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

(3) 保育所等における一時預かり事業【子ども政策課】

保護者の疾病、育児疲れの解消等のため、一時的に保育が必要となった場合に預かる事業です。

令和4年度は、利用人数が述べ1,074人、実施箇所数は9箇所でした。

新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅に減少した年もありましたが、需要の高まりもあり、利用者が増加傾向にあると考えられます。

(4) 病児・病後児保育事業【子ども政策課】

病気回復期に至っていない児童を保護者が就労等の理由で保育できない場合や保育中に体調不良となった児童を一時的に預かる事業です。

令和4年度は、病児が408人、体調不良児が1,680人でした。

令和4年度の病児保育も1箇所で開催しており、昨年度より延べ利用人数が287人増加しました。

体調不良児保育は6箇所で開催し、791人増加しました。

(5) ファミリー・サポート・センター事業【子育て総合支援センター】

仕事と家庭の両立を支援するために、子育てのサポートが必要な人とサポートができる人が会員となり相互の扶助活動を行う地域で子育てを助け合う有償ボランティア活動の支援を実施する事業です。

また、ひとり親世帯の利用を促進し、保護者の就労等に対する支援、育児負担の軽減及び経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成しています。

令和4年度は、援助会員が119人、依頼会員が243人、両方会員が11人で、未就学児利用者数181人、就学児利用者数393人でした。

会員整理を行ったため、会員数は減少しましたが、相互援助活動は継続して実施しました。

消防本部の救命救急講習の開催頻度が少ないことによる援助会員の登録の影響を少なくするため、また、現在活動している援助会員がフォローアップ研修へ参加をやすくするために、アドバイザー2名が応急手当普及員講習を受講し、消防署職員の立会いのもと、支援センター内で普通救命講習を実施しました。

(6) 子育て短期支援事業【子育て総合支援センター】

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に児童福祉施設等において一定期間、児童の養育・保護を行う事業です。

令和4年度は、ショートステイが述べ81人、実施箇所は8箇所です。

育児疲れで利用されることが多く、子どもの送迎付き施設もあり、養育者の負担軽減につながりました。

(7) 地域子育て支援拠点事業【子育て総合支援センター】

主に4歳未満の子どもと保護者を対象とした、自由に遊んだり、交流したりできる居場所や育児情報等を提供する場所として実施する事業です。

令和4年度は、利用人数が述べ1,038人、実施箇所数4箇所でした。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮しながら開所時間の延長や、定員の拡充を図ったため、利用者の増加につながったと考えられます。

(8) 放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業）

【青少年育成課】

市内6校で放課後の時間帯に、児童が安全に過ごせるよう、居場所づくりを実施しています。放課後児童健全育成事業は、仕事等で保護者と一緒に過ごせない児童の生活の場としてなわてふれあい教室を実施し、児童も保護者も安心できる居場所を提供しています。

放課後子ども教室事業は、地域のボランティアの協力のもと様々な遊びや学びを行い、子どもたちが地域の人や新しい遊び・学びと触れ合える機会を提供しています。

令和4年度は、入所者数は597人、定員数は640人、実施箇所数は6箇所です。

なわてふれあい教室は、例年通り平日の放課後と土曜日、夏休み等の長期休暇に実施しました。

放課後子ども教室事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見ながら、5月から各校で実施しました。まなびやは、89回実施し、前年度見合わせていたそれ以外のメニューについても、可能な学校から再開し、市全体で101回実施することができました。

(9) 妊婦健康診査【保健センター】

乳幼児の成長や発達を把握し適切な保健支援を実施するために、母子健康手帳交付時に受診券(14枚)をお渡しし、妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認する事業です。

令和4年度は、妊娠届出数は346人、受診者数は実人数594人、延べ人数4,158人でした。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【保健センター】

赤ちゃんの健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、生まれてから2か月ごろまでに保健師・助産師が、生後4か月までの乳児のいる家庭に民生委員・主任児童委員が全戸訪問する事業です。

令和4年度は、対象者数が347件、訪問数が337件、実施率は97.11%となりました。

(11) 養育支援訪問事業等【子育て総合支援センター】

養育者の育児負担軽減や、児童虐待未然防止を図るため、子育て支援員を派遣し家庭訪問等による育児相談や支援等を実施する事業です。

令和4年度は、実人数が2人、訪問件数は9件でした。

(12) 利用者支援事業【保健センター、子育て総合支援センター】

保健センターと子育て総合支援センターが拠点となり、妊娠期から小学校入学前までの親子の支援を一体的に行う事業です。令和4年度は、実施箇所数は2か所です。

子どもとその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行いました。また、相談にかかる関係機関との連絡調整なども行いました。

「その他の令和4年度に実施した新規・拡充事業」についてですが、昨年度の子ども・子育て会議で確認いただいた事業から変更ありません。説明は以上です。

小寺委員長：ただ今、案件1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

内村委員：「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の説明の中で、令和3年度の対象者数は、368件、令和4年度の対象者数は、347件とあります。訪問数が約10件減少している理由を教えてください。

保健センター：コロナ禍であったこともあり、里帰りされた方が帰ってこられなかったため、こんにちは赤ちゃん事業として、訪問することができませんでした。しかし、里帰り先から帰宅後、訪問は実施しております。

山田委員：「その他の令和4年度に実施した新規・拡充事業の西部地区小学校水泳学習民間委託試行実施」について質問します。

着衣泳の練習や災害対応をしたかどうか、また民間委託について支援学級含めてうまくいったのかどうか等、具体的な効果について教えてください。

学校教育課：泳力調査で効果を検証しています。例えば、小学校1年生につきましては、水に浮くことができる、小学校6年生の場合は、過去では50mを泳ぐことができる生徒の人数を数えていたが、コロナ禍で水泳学習ができない状態が続いていたこともあり、目標値を少し下げて測定しています。

着衣泳につきましては、学校のプールで授業を行っている児童は、着衣泳を実施しましたが、民間のプールでは、一般の利用者がいることから、衛生面の観点から実施が難しいところです。

万が一水難事故に遭遇した場合に備え、動画を児童に視聴していただいております。例えば、服の中に空気を入れる・ペットボトルを投げる・泳ぐのではなく、力を抜いて浮く等が収録されています。

支援学級在籍児童の配慮につきましては、民間プールを利用する際には、泳力を伸ばす・水に浮く体験ができるように水泳の介助員をつける態勢を整えました。

柏原副委員長：「その他の令和4年度に実施した新規・拡充事業の部活動指導員に関する事務」についてですが、事業内容で「令和5年度に向けて、すべての生徒の地域における部活動の機会の確保をめざした。」とありますが、具体的な確保の内容について教えてください。

学校教育課：昨年度におきましては、市内中学校3校については、4人の部活動指導員をバレー部・ソフトボール部・サッカー部・剣道部に配置しました。先生達の負担軽減を図り、地域連携を進めてまいりました。

しかし、スポーツ系の部活動の指導員の人材確保について課題があり、社会教育団体等に照会をかけ、探しているが見つからない状況です。学校現場における教育経験がある者もしくは、非常勤講師として、時間講師をされている先生に、放課後の部活動に携わっていただくかたちで、人材確保に努めています。

市林委員：「ふれあい教室の定員」について質問します。

保育園卒園後、小学校に入学し、1年生からふれあい教室に入れても、学年が上がっていくにつれて、入れないという話を聞きます。ニーズ調整を含め、保育施設と連携されていますか。

青少年育成課：ふれあい教室に関しましては、概ね募集時点で定員が埋まる状態になっておりますが、4月当初ですと低学年はほとんど入っております。

連携に関しましては、一部の民間保育所等では、在籍していた卒園児等について受入れていると聞いております。連携にまでは、至っていない状況であります。

市林委員：おそらく事前に希望者数の把握はできると思うので、子どもが1人であることが怖いご時世でありますので、できれば早めにニーズ調整を行い入れないことがないよう、連携を取っていただければと思います。

柏原副委員長：「その他の令和4年度に実施した新規・拡充事業の医療的ケア児保育支援事業」についてですが、受け入れを促進したと記載されているが、具体的に教えてください。

子ども政策課：令和4年度につきましては、医療的ケア児として2人のお子様が入所を希望されました。

医療的ケア児保育支援事業によって、看護師の配置が可能になったため、お二人とも入園することができました。

それ以外で、医療的ケア児として、現在のところ入所を希望するお子様はいらっしゃらない状況ですので、人員に関しては、充足しています。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、続きまして、案件2「令和5年度の主な新規・拡充予定事業」について、事務局からお願いします。

事務局：資料3「令和5年度の主な新規・拡充予定事業」をご覧ください。

昨年度の子ども・子育て会議でお示しした内容から新たに追加した箇所について、ご説明いたします。追加部分は網掛けをしている4つの項目です。

1つ目は、子ども政策課の「民間保育所等物価高騰対策支援金」です。本事業は民間保育所等の給食食材の高騰に対応するため、施設規模に応じて補助を行うものです。

2つ目は、子ども政策課、保健センター、障がい福祉課等の「医療・福祉・衛生従事者感謝金支給事業」です。

こちらは、新型コロナウイルス感染症が5類に変更されるまでの間、常に感染リスクと向き合いながらも、市民生活に必要不可欠で本市の行政施策に密接に関わっていただいた市内事業者の従事者に対し、これまでの感謝の意を示すため、感謝金を支給するものです。

3つ目は、2ページの子ども支援課「ひとり親家庭へのアンケート調査」についてです。四條畷市子ども・子育て支援事業計画に包含して、第五次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画を策定するため、ひとり親家庭のアンケート調査を実施いたします。

4つ目は、3ページの青少年育成課「ふれあい教室の定員拡充」です。忍ヶ丘ふれあい教室において、定員80人のところ、「四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則」の改正を行い、120人まで定員を拡充いたしました。

以上、令和5年度新規・拡充予定事業の追加説明です。

小寺委員長：ただ今、案件2について説明をしていただきましたが、ご意見・質問等がございましたらお願いします。

山田委員：「西部地区小学校水泳学習民間委託試行実施」について質問します。

令和5年度は更に1校拡充すると記載されているが、どの小学校か決定されていますか。

学校教育課：決定しています。昨年度は、四條畷小学校・四條畷南小学校の2校でありましたが、今年度から忍ヶ丘小学校を追加し、3校で実施します。

山田委員：「ふれあい教室定員の拡充」について質問します。

定員を拡充されると記載されているが、教員や教室等の受け入れ態勢は整っているうえで、拡充に至っていますか。

青少年育成課：忍ヶ丘ふれあい教室では、1クラス40名の定員であるため、今回の拡充は、1クラス増えることとなります。

1クラス分の部屋を拡充しまして、指導員と指導員補佐というかたちで、態勢を整えております。

柏原副委員長：「医療・福祉・衛生従事者感謝金支給事業」について質問します。

市内事業者とは、保育士・看護師等、どの程度の範囲を含むのか教えてください。

子ども政策課：対象期間内に民間の保育施設・医療・福祉関係に従事している対象の方には、看護師も保育士も含んでいます。重複はできませんので、複数の施設で勤務されている方は、どちらかで受け取っていただくかたちになっております。

柏原副委員長：医療・福祉関係に、幼稚園教諭は含まれますか。

子ども政策課：市内に幼稚園がございませんので、認定こども園や保育所、小規模保育施設の中でできる限りの方を対象とさせていただきます。

山田委員：学童保育に従事している方は、対象に含まれますか。

子ども政策課：こちらの事業は、民間事業者を対象にしております。ふれあい教室は公立になりますので、対象外でございます。

小寺委員長：さきほど、「ふれあい教室の定員の拡充」について質問がありましたが、市全体として、ふれあい教室の定員は、増やしていくということでしょうか。

青少年育成課：1クラス分の定員が増えましたので、定員自体は、増えています。

今年度、忍ヶ丘ふれあい教室の定員に対して30名程度多く、応募がありました。急遽、定員を増やして対応したところでございます。

小寺委員長：放課後デイサービスの在り方が、国で議論されております、来年度以降動きがあるのではないかと。四條畷市では、何か動きがありますか。

子ども未来部部長：放課後デイサービスを実施している民間組織や障がい福祉課等と連携し、状況を把握していることが必要と考えます。

国の方針・展開につきましては、担当部・担当課で共有していき、方向を注視していきたいと考えています。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、案件3「第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた調査について」に移ります。事務局からお願いします。

事務局：第2期子ども・子育て支援事業計画は、計画期間が令和2年度から6年度までの5年間となっており、来年度計画期間の終期を迎えます。このため、第3期計画策定に向けて、計画の基礎調査や施策の参考とするため、今年度に3つの調査を実施いたします。

まず、1つは、子どもの生活に関する実態調査です。資料4-1「子どもの生活に関する実態調査の実施について」をご覧ください。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として位置づけている、第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に計画期間の終期を迎えるため、来年度に第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しています。計画策定に向けて、子どもの貧困対策の参考とするため、大阪府と本市を含む府内18自治体が共同で「子どもの生活に関する実態調査」を実施します。

調査対象は、令和5年6月1日時点で住民票がある小学5年生の子ども及び保護者：492世帯・984人と中学2年生の子ども及び保護者：480世帯・960人です。

調査方法といたしましては、郵送で配布し、郵送又はWebで回答いただきます。本調査は無記名でご回答いただいております。

調査にあたっては、共同実施市町村の結果と合わせて府全域の結果として分析していただくため、大阪府と同じ、公立大学法人大阪に委託して実施しております。回答期限は7月31日までとしており、現在、公立大学法人大阪で集計いただいているところです。

調査票を次のページから掲載しております。まず、小学生・中学生向けの調査票です。

調査票の3ページをご覧ください。まず、ふだんの生活のことについて、例えば、起床時間や就寝時間、食事等について尋ねています。

調査票の6ページでは放課後のことや、7ページでは学校の勉強のことなどを聞いています。9ページでは、心の状態や体の状態について聞いています。

10ページ以降では、ふだん考えていることについて尋ねており、12ページ以降では、子ども自身のことについて尋ねています。

13ページでは、おうちでしているお世話のことについて聞いており、昨今問題となっているヤングケアラーについての質問となっております。

15ページには、相談窓口の案内を掲載しています。

次に、保護者向けの調査票についてです。保護者向け調査票の2ページ以降で世帯の状況として、家族構成や家計の状況、保護者の学歴、就業状況などについて聞いています。

7ページ以降では、お子さんに関することについて聞いており、お子さんとの関係性や、子どもの居場所などについて聞いています。

10ページ以降は、回答いただいている保護者ご自身のことについて尋ねており、相談相手や必要な支援、心の状態や体の状態などについて聞いています。

14ページでは、世帯の経済状況について、15ページでは、新型コロナウイルス感染症の感染状況

について聞いています。

保護者向けについても相談窓口を記載しています。

続きまして、2つ目の調査としまして、ひとり親家庭へのアンケート調査です。先ほど、案件2の令和5年度の主な新規・拡充予定事業にもありましたが、詳細を説明しますので、資料4-2をご覧ください。

こちらにつきましては、所管の子ども支援課から説明させていただきます。

子ども支援課：本アンケートにつきまして、説明をいたします。

大阪府が今年度に「第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にあたり、府内各市へ、依頼を行い、調査を実施するものでございます。

本市におきましても、「第四次四條畷市ひとり親家庭自立促進計画」が令和6年度をもちまして、計画が終了することから、次年度の四條畷市子ども・子育て支援事業計画に包含して、「第五次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定することとしております。この計画を策定する過程において、ひとり親家庭等の生活状況や意識等を把握し、計画に反映するために、大阪府のアンケート調査内容を活用の上、基礎資料とさせていただきたいと考えております。

資料に記載されているとおり、本アンケートは、インターネットで回答を可能としていることから、「令和5年度児童扶養手当受給者現況届」の送付に際して、インターネットフォームで入力できるQRコードを記載してアンケート協力依頼文を同封いたしております。

インターネットでの回答が難しい方につきましては、子ども支援課窓口において、受付を行っております。

アンケートの時期につきましては、児童扶養手当の現況届の提出期限に合わせて、令和5年8月1日から30日までを受付期限とさせていただいております。

対象人数につきましては、児童扶養手当現況届対象者の内、ひとり親家庭に該当する約500人を対象にさせていただいております。説明は以上です。

事務局：続きまして、3つ目の調査でございます。

3つ目は、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査です。

第3期計画策定にあたって、計画の基礎資料とするための調査です。こちらについては、資料はございませんが、11月頃の調査実施を見据えて現在準備を進めているところです。調査対象者は、市内在住の就学前児童の保護者1,400人、就学児童の保護者600人を想定しております。

3つ、いずれの調査も年度内に調査報告書をまとめ、来年度の第3期計画策定に反映していく予定です。説明は以上です。

小寺委員長：只今、説明があった内容についてご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

内村委員：子どもと親に対して大阪府から調査依頼があったアンケートについてですが、市独自で子育て世帯や学校に対し、アンケートを実施する予定はありますか。

私の知人で、子育て世帯がいらっしゃいますが、夏休み期間中給食が食べられないため、子どもたちが痩せてしまっています。

毎年、その保護者に質問を変えてお話を聞くようにしていますが、保護者は食に対してこだわりが

あり、健康のために子どもたちにも同じような食事をさせているようでした。

そういった話を聞いたので、アンケートを実施する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

子ども政策課：今回のアンケートは、四條畷市の分析結果が示されるので、困っている状況のお子様がいらっしゃれば、アンケート結果として、反映されたものが出てくるのではないかと思います。

内村委員：結果は、大阪府に届くのでしょうか。

子ども政策課：各市が、アンケートを実施し、結果を大阪府に提出し、府全体の分析結果を大阪府が示されます。

市は、市としての結果を示し、大阪府は、全体としての結果を示します。

本市のお子様や保護者のニーズ等を把握するために、今回のアンケートを実施するところまでございます。

河原委員：アンケートの期限につきまして、先程説明がありましたが、現時点での回答数を教えてください。

子ども政策課：回答数が委託先から、報告がきておりませんので、現時点の回答数について、把握できておりません。

早めに集計を進めていただければと思っておりますが、他の自治体からも委託されているため、お時間がかかるようです。

河原委員：結果の示し方は、回答者全員にお知らせをするのか、市全体に公表するのか、どのようにお考えでしょうか。

子ども政策課：アンケート回答者全員に結果を通知することは考えておりませんが、結果報告書をホームページ等に公開を検討しているところでございます。

河原委員：資料4-1の15ページに「相談窓口のご案内」とありますが、気になる方は、ご自身で相談できるかと思います。

気になっても相談できない方やお子様でも、気になることがあれば、気軽に相談できるよう書き方に工夫が必要かと思います。

子ども政策課：大阪府からページ数について、指定があり、限られておりましたので、その範囲内で入るように作成したつもりでした。ご意見ありがとうございます。

柏原副委員長：アンケートに示される結果に基づく方向性は大事かと思いますが、そういったアンケート結果に反映されない方を支援することも必要かと思えます。

内村委員のお話にあった事例は、ネグレクトの可能性があるのでないでしょうか。

アンケート結果で全体の動きを知ることも必要ですが、一つ一つ事例を丁寧に拾っていくようにお願いしたいと考えております。

子育て総合支援センター：先程のネグレクトの可能性のある件につきましては、委員の方々からご指摘があっ

たように、SOSを出すことが難しいご家庭が一定数存在するのではないかと認識しております。

そういった方々の声をいかに受け止めて、支援していくことが重要な課題となっております。

子育て総合支援センターでは、学校や保育施設、保健センター等の行政機関、民生委員や近隣住民からの情報提供等と連携しながら支援しているところでございます。

先程おっしゃっていただいた事例に関しては、情報提供いただいている可能性があります。様々な事業を活用しながら、網の目を細かくし、支援を広げていきたいと考えております。

小寺委員長：支援の網の目を細かくするというお話がありましたが、並行して作っている地域福祉計画のなかで重層的支援体制整備事業を国が進めているところです。

重層的支援体制整備事業とは、行政的な縦割りをなくし、子どもの問題、障がいの問題、生活困窮の問題と振り分けせずに、様々なケースに対応する相談体制のネットワークを構築するものでありますが、四條畷市もそのような取り組みを進めていこうとしているのだらうというところです。

アンケートを含め様々な意見をいかに拾い上げていくかを含め、計画策定を進めていただけたらと思います。

子ども支援課：資料4-2ひとり親家庭のアンケート調査について訂正がございます。

アンケート時期について、8月30日までと記載がありますが、書面受付が8月31日の開庁時間中です。

QRコードのアンケートフォームにつきましては、8月31日の23時59分までとなっております。

保健センター：「資料2-1 令和4年度の子ども・子育て支援事業計画およびその他の実績」の(9)妊婦健康診査と(10)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)について、補足説明をいたします。

妊娠届出者数は令和3年度は365人、令和4年度は346人に減少し、それに伴い、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の令和3年度の対象者数は、368件、令和4年度は、347件に減少しております。令和4年度の出産数の影響から訪問者数は減少しておりますが、訪問実施率に関しては変化がないということをお伝えいたします。

山田委員：母子保健事業の1歳6か月児健診について質問します。

健診時に何らかの発達の遅れがあることが判明した場合、児童発達支援センターに繋ぎ、支援していく方向になるかと思いますが、その人数は増加と減少のどちらの傾向にあるのでしょうか。

障がいをお持ちのお子様を預かり、事業を実施しておりますが、事業を受ける未就学児のお子様が増加しております。

その原因は、お子様が少なくなっている点や保護者のお話では、役所で手続きしても、預かってもらえる日・時間が短縮されているそうです。

こういった事情なのか、把握しておりませんが、現状、お子様が幸せであれば、問題ないかと思

ます。

しかし、今のうちに対策することで、お子様の能力が伸びる可能性があります。
現在の状況についてお聞かせください。

児童発達支援センター：児童発達支援センターでは、療育支援をさせていただいております。

定員数は約30名になっておりますが、昨今の少子化に伴い、現在は15名程度の在籍となっております。

しかしながら、子どもの数自体が減っているなかで15名いらっしゃいますので、減少しているということはないと思っております。

保健センターの健診で判明することもございますが、保護者からの直接の相談で判明する場合があります。基本的には保護者の同意をもって療育に入っていきますので、引き続き支援をさせていただきます。

山田委員：お子様の発見について力を入れていただけるのは、喜ばしいことですが、保護者の休養にも目を向けていただけると嬉しいです。

お子様を安全な場所に預けることによって、保護者が安心し、休息や気分転換を図ることができれば、幸せなことだと思います。

中には、家族の現状をうまく伝えられない保護者もいらっしゃいますので、そういった方の支援についても、ご検討をお願いいたします。

小林（由）委員：中学校の見守りについて質問します。

ある中学校では、民生委員や青少年指導員が様子を見に来られていると聞いております。学校独自の判断もしくは、教育委員会の判断なのかどちらか把握しておりませんが、学校が荒れているというレッテルを貼られているような感じがあり、子どもたちや保護者から心配の声があがっております。

その中学校では、休み時間が学年ごとに区切られているそうです。

先生がおっしゃったのは、業務等ございますので、民生委員や青少年指導員にお願いをしたというところでした。

そういった状況の中学校というのは、いかなるものかと考えたため、現在の状況について教えてください。

市林委員：コミュニティ・スクール構想（学校運営協議会制度）というものがあります。

学校が運営方針等を保護者や地域住民で構成される協議会に説明を行い、協議会は、それについて意見を述べる、承認する役割を担う、地域と学校を繋ぐものです。中学校区ごとに10人ずついます。

手探りで運営していくなかで、私は中学校校区で委員を務めさせていただいておりますが、コロナ禍であったこともあり、学校と地域をどういったかたちで繋いでいくか課題で、青少年指導員や民生委員に協力いただいていたところでした。

子どもたちは、地域の方と関わりを持つことが減ってきているため、例えば、子どもたちと地域住民で、清掃活動を実施し、地域の大人と子どもたちが顔見知りになる第一歩で、実施した経緯があります。

先程の中学校の見守りのお話につきましても、そういった経緯で実施されているのではないでしょ

うか。

小林（由）委員：ついこの間まで小学校6年生だった中学校1年生と、中学校3年生の間で言葉遣い等で子どもたち同士で問題が発生した等の経緯があり、学年ごとに休み時間が区切られ、見守りがあれば、そういった事態を防げると聞いております。

教育支援センター：教育委員会でも先程のお話は、現時点で把握しておりません。

市林委員からお話があったコミュニティ・スクール構想につきましては、市として進めているところでございます。

地域住民が各中学校校区の協議会に参加していただいているのは、私どもとしては助かっております。

青少年指導員が大きな声で挨拶を実施することで、中学校が明るくなったという報告は受けておりますので、決して後ろ向きな活動を実施しているわけではないと認識しております。

小林（由）委員：そういったご事情があれば、子どもたちや保護者に説明していただかないと、誤解を招く可能性がありますので、よろしく願いいたします。

市林委員：生まれてくるお子さまの人数が、300人台という数字を拝見しましたので、質問します。

その300人のお子さまが、小学校や中学校に入学されていくことになると思いますが、10年後等の小中学校の統廃合を検討されているかお聞かせください。

学校教育課：現段階で、統廃合する議論には至っておりませんので、何年か先に統廃合するような状況ではないと考えております。

小林（由）委員：あっという間に6年くらいは、過ぎてしまいそうな気がしているところです。中学校の部活動等は、人数確保が課題になってくると思います。例えば、野球部は、9人でするスポーツであるため、早めに対応していただいたほうが良いと思います。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、案件4「保育施設等入所選考基準指数表等の見直しについて」です。内容について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料5-1「入所選考基準指数表等の変更案」をご覧ください。資料5-2「別表 保育施設等入所選考基準指数表（案）」につきましても、見比べながら説明をお聞きいただけたらと思います。

入所選考基準指数表につきまして、令和6年度当初入所選考からの変更を検討しております。

まず1つめは、疾病等についてです。緊急性が高いA世帯の疾病等の基準を明確化するため、保護者の状況について、現在、「疾病、負傷等により保育が不可能」となっているところ、「入院又は重度の疾病、負傷等により常時安静が必要であると診断を受けた場合」に変更します。

また、B世帯・C世帯の疾病等の保護者の状況の表記について、整合を取るため、「保育に支障がある」を「保育に支障があると診断を受けた場合」に修正します。加えて、その指数についても、障がいの要件①「身体障害者手帳3級・4級、精神障害者福祉手帳2級、療育手帳B1に該当」の指数に見直しを行います。

2つ目は、産後休暇・育児休業による職場復帰の調整指数についてです。現在、育児休業による職場復帰の場合は調整指数2点を付けていますが、両親共に育児休業を取得する世帯が増えている昨今の情勢を鑑み、当該世帯については更に+1点といたします。

3つめは、「認可保育施設」への表記の変更についてです。調整指数の「転入直前まで他市の保育施設へ通所していた児童」及び同点の場合「4保育施設に在園していない」については、元々、認可保育施設の利用を想定していましたが、明記されていなかったため、修正を行います。

転入直前まで他市の認可保育施設へ通所していた児童への加点に関しては、なぜ認可保育施設かと言いますと、転出に伴い、認可外保育施設の場合はそのまま利用可能ですが、認可保育施設の場合は、市内在住児童を対象とするため、これまで通所していた施設が原則退所となり、預け先がなくなる可能性があるためです。

また、同点の場合の「認可保育施設に在園していない」というのは、未入所の児童だけでなく、認可外保育施設を利用している児童も該当しますので、現在、認可外保育施設に通園している児童にも一定配慮している状況です。

なお、調整指数に「他の保育施設へ通所している児童」の項目がありますが、こちらについては、認可保育施設及び認可外の保育施設、いずれも対象になるため、「保育施設」のままといたします。

4つめの変更点は、就労内定についてです。就労内定については既に就労している人の方が保育の必要性が高いという観点から調整指数5点減点を適用しておりましたが、就労するためには保育施設への入所が必要であるため、減点項目を削除いたします。説明は以上です。

小寺委員長：ただ今の案件につきまして、ご質問等はございますか。

柏原副委員長：変更案1つめの、疾病等について質問します。

「入院又は重度の疾病、負傷等により常時安静が必要であると診断を受けた場合」とありますが、診断書を提出するという理解でよろしかったでしょうか。

事務局：疾病の要件の場合は、医師の診断書を提出していただいております。

市林委員：変更案4つめの、就労内定について質問します。

就労内定をいただいて、一年間働かない人が現れないか心配です。

例えば、特記事項等で、期限が設けられたりするのでしょうか。

事務局：何か月以内に就労を始めることと定めているわけではありません。

しかし、証明書に就労時期について就労先に記入していただく項目がございますので、その時点から就労していただくものとして認識しております。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、それでは、案件5「その他」について、事務局からお願いします。

事務局：事務局から2点ご報告です。

まず、資料6「審議会委員等に支払う報酬についての取り扱いについて」をご覧ください。

これまで、審議会委員等に支払う報酬の所得税源泉徴収については、源泉徴収税額表の月額表に基づ

き3.063%の税率で報酬から差し引いておりましたが、監査委員事務局から、日額で報酬を支給する委員のうち、委嘱期間が2か月を超える者については、源泉徴収税額は日額表を使用して算出する必要があるため、今後は日額表に示される税額を源泉徴収するようとの指摘がありました。

このため、今回から下記のとおり源泉徴収税額表の日額表に定められた税額を差し引き、報酬金額をお支払いいたしますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

なお、今回の変更により源泉徴収税額が増額となりますが、確定申告の際に、その他の源泉徴収税額を含めた最終の所得税が計算されますので、ただちに所得税額が増額となるものではないことを申し添えます。

必要に応じて確定申告を行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、今後のスケジュールについてご報告いたします。今年度の子ども・子育て会議については、年2回の開催を予定しています。次回、第2回会議につきましては、来年3月5日（火）午後2時から本館3階委員会室での開催を予定していますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

小寺委員長：事務局から2点説明がありましたが、これについてご意見等ございませんか。

小寺委員長：意見が無いようですので、それでは、これをもちまして、令和5年度第1回子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。